（大学研究力強化室及び連携推進専門官）

第五十七条　大学研究力強化室に、大学研究力強化室及び連携推進専門官一人を置く。

2　大学研究力強化室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大学及び大学共同利用機関における科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

3　大学研究力強化室に、室長一人を置く。

4　［略］

（企画室及び評価専門官）

第五十八条　学術研究推進課に、企画室及び評価専門官一人を置く。

2～4　［略］

［項を削る。］

（企画官）

第六十四条　開発企画課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、開発企画課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

（核燃料サイクル室、立地地域対策室及び放射性廃棄物企画室並びに廃炉技術開発企画官、原子力連絡対策官及び国際原子力協力専門官）

第六十八条　原子力課に、核燃料サイクル室、立地地域対策室及び放射性廃棄物企画室並びに廃炉技術開発企画官、原子力連絡対策官及び国際原子力協力専門官それぞれ一人を置く。

2～7　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

8・9　［略］

10　国際原子力協力専門官は、文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち原子力に係るもの（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（連携推進専門官）

第五十七条　学術機関課に、連携推進専門官一人を置く。

［項を加える。］

［項を加える。］

2　［同上］

（企画室並びに評価専門官及び学術団体専門官）

第五十八条　学術研究助成課に、企画室並びに評価専門官及び学術団体専門官それぞれ一人を置く。

2～4　［同上］

5　学術団体専門官は、学会その他の学術団体に関する専門的事項についての援助及び助言に当たる。

第六十四条　削除

（核燃料サイクル室、立地地域対策室、放射性廃棄物企画室及び原子力国際協力室並びに廃炉技術開発企画官及び原子力連絡対策官）

第六十八条　原子力課に、核燃料サイクル室、立地地域対策室、放射性廃棄物企画室及び原子力国際協力室並びに廃炉技術開発企画官及び原子力連絡対策官それぞれ一人を置く。

2～7　［同上］

8　原子力国際協力室は、文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち原子力に係るもの（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9　原子力国際協力室に、室長及び国際原子力協力専門官一人を置く。

10　国際原子力協力専門官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち原子力に係るもの（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

11・12　［同上］

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年十月一日から施行する。